



年次有給休暇とは!



一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができる、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇のことです。

法律で定められた労働者に与えられた権利であり、正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たしている全ての労働者に付与されます。

また、使用者(雇用主)は、条件を満たした従業員に対して、毎年一定の有給休暇を付与することが「労働基準法」によって義務付けられています。

雇われてから6か月後じゃないと取れないの?

アルバイトも対象なの?

詳しくは検索してね!

勤続日数が少なくても取れるの?

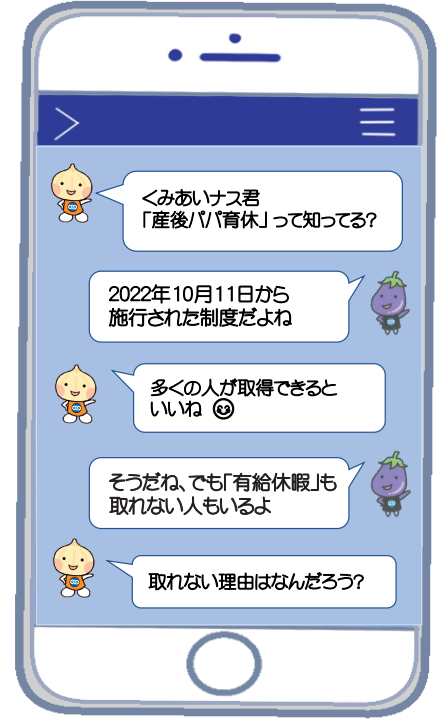
厚生労働省
働き方・休み方改善ポータルサイト

労働基準法において、労働者は

- 1.半年間継続して雇われている
- 2.全労働日の8割以上を出勤している

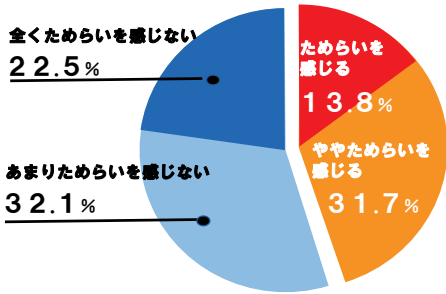


この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます

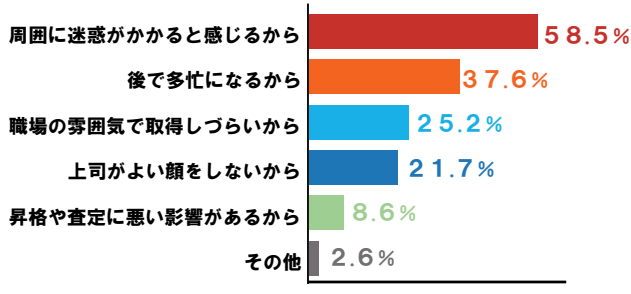


全体の約半数の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じています

年次有給休暇の取得へのためらい



ためらいを感じる理由(複数回答)



資料出所: 令和3年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査(厚生労働省委託事業)



気になることがあったら、まずは相談してみよう



ちゃんと有給休暇 取れていますか!?



“働くこと”で困ったらお電話ください

労働相談ホットライン

いこうよ れんごうに
0120-154-052

※電話をかけた都道府県の連合の事務所につながります。

連合ユニオン神奈川：平日(月曜日～金曜日)
9:00～17:30

連合神奈川
女性委員会、ジェンダー平等推進委員会、横浜地域連合、川崎地域連合
三浦半島地域連合、湘南地域連合、県中央地域連合、西湘地域連合
相模原地域連合、厚木愛甲地域連合、小田原・足柄地域連合

ひとりで悩まないで
まずは相談を!

- 解雇
- 賃金
- 雇止め
- セクハラ
- パワハラ
- 休憩時間
- ケアハラ
- 有給休暇など

- 秘密厳守
- 相談無料
- 携帯・スマホOK



6月は男女平等月間です。

NO! ハラスメント

こんなことありませんか？

精神的な攻撃



過小な要求



個の侵害



過大な要求



人間関係からの切り離し



Stop! セクハラ

- わざと体を触る
- つきまとい、待ち伏せ、盗撮

Stop! マタハラ

- 育児休業を取得することが今後のキャリア上不利になる
- 本人やパートナーが妊娠したが、会社の制度がはっきりしない

Stop! ケアハラ

- 病休を取得させてくれない
- 親の介護で短時間勤務にしたいけれど、聞いてくれない

Stop! パワハラ

- 過大な要求、精神的な攻撃
- 人間関係からの切り離し

2022年4月から

パワハラ防止措置が全企業で義務化されました。社内の体制を確認しましょう！

Stop! カスハラ

- お客様からの苦情は信頼の裏返し。初期対応をきちんと
- 丁寧に対応しつつも、過剰な場合は毅然とした対応を

ハラスメントと暴力を
禁止して、
快適な職場づくりをめざそう！



連合

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

連合は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

